

滋賀県竜王町が実施する ダイハツ竜の子ファミリー車提供制度へ車両提供を開始

ダイハツ工業株式会社（以下 ダイハツ）は、「子どもと暮らす喜びを実感できるまちづくり」を目指す滋賀県蒲生郡竜王町（以下 竜王町）が実施する「ダイハツ竜の子ファミリー車提供制度」に対して、ダイハツ滋賀（竜王）工場（以下 滋賀工場）が所在する竜王町の地域活性化に向けた取り組みを支援すべく、滋賀工場が生産している軽乗用車「タント」「ムーヴ キャンバス」、コンパクトSUV「ロッキー」の車両提供を2021年4月1日（木）から開始する。

ダイハツが提供する車両は、先進の予防安全機能「スマートアシスト」を搭載した新車で、子育てファミリーが安心・安全に暮らせる車載機能として、カーナビゲーション、ドライブレコーダー、ETCを装備する。

「ダイハツ竜の子ファミリー車提供制度」は、竜王町内に居住している第2子または第3子以上を出産した一定条件を満たした住民に対して、3年間無料（無償リース契約）で車両を貸し出すもので、利用する場合の使用者負担は、任意保険料、車庫証明に係る費用のほか、車両の走行・維持に要する費用（ガソリン、駐車場など）とし、ダイハツはリース代金、新規登録諸費用（自動車税または軽自動車税・重量税・環境性能割）、自賠責保険料、納車費用などを負担する。（対象者の条件は次頁参照）

ダイハツは“Light you up”の考え方のもと、これからもお客様一人ひとりに最適なモビリティを提供し、地域社会に貢献できる活動を積極的に実施することで、地域に根ざした企業を目指していく。



タント X



ムーヴキャンバス X



ロッキー X

以上

【対象者の条件】

＜軽乗用車「タント」「ムーヴキャンバス」貸与の対象者＞

2021年4月2日以降に第2子以上を出産し、以下の①～⑦の全ての条件を満たしている場合。

- ① 町内に住民登録をしており、出産時点で6ヶ月以上前から引き続き居住している者。
- ② 第1子・2子と同居している親。
- ③ 町内に住民登録をしており、出産時点で6ヶ月以上前から引き続き居住している第2子（対象となる子）の祖父または祖母が同居もしくは近居している者。
但し、車両の提供後に死亡もしくは福祉施設への入所等意図しない理由以外にて③による同居もしくは近居ができなくなった場合に車両を返却出来る者。
- ④ 上記条件該当者で、滋賀県竜王町未来創造課（竜王町役場）へ出産した日から3ヶ月以内に所定の申込み手続きをした者。
- ⑤ 「ダイハツ竜の子ファミリー車提供制度」の適応による車の提供を以前に受けていない者。
- ⑥ 申請時において、町税および町の各種料金の滞納がない者。
- ⑦ 申請後、速やかに車両を使用する者。

＜コンパクトSUV「ロッキー」貸与の対象者＞

2021年4月2日以降に第3子以上を出産し、以下の①～⑥の全ての条件を満たしている場合。

- ① 町内に住民登録をしており、出産時点で6ヶ月以上前から引き続き居住している者。
- ② 第1子・2子・3子と同居している親。
- ③ 上記条件該当者で、滋賀県竜王町未来創造課（竜王町役場）へ出産した日から3ヶ月以内に所定の申込み手続きをした者。
- ④ 「ダイハツ竜の子ファミリー車提供制度」の適応による車の提供を以前に受けていない者。
- ⑤ 申請時において、町税および町の各種料金の滞納がない者。
- ⑥ 申請後、速やかに車両を使用する者。